

令和 7 年度
岩国市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 4 月

岩 国 市

令和7年度岩国市一般廃棄物処理実施計画

第1章 基本的事項

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第140号）に基づき令和6年3月に策定した「第2次岩国市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる持続可能な循環型社会の形成へ向けて、市民・事業者・行政が協働・共創しながら、様々な施策に取り組むため、令和7年度岩国市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めます。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 発生量及びリサイクル率

(1) 固形状一般廃棄物

区 分	令和6年度 見込	令和7年度 計画
発 生 量	41,344,410kg	41,312,000kg
リ サ イ ク ル 率	21.3%	22.7%
リ サ イ ク ル 率 (発 電 含 む)	38.6%	40.0%

(2) 液状一般廃棄物

区 分	令和6年度 見込	令和7年度 計画
し 尿	4,775kL	4,771kL
浄 化 槽 汚 泥	50,016kL	53,024kL

第2章 ごみ処理計画

本計画では、第2次岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる3つの基本理念 ①3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ②市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進 ③地球環境保全の推進のもと、(1)ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進 (2)ごみの適正処理の啓発と推進 (3)環境美化の推進を基本方針とし、目標とする姿『地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

①ごみの発生・排出削減

項 目	施 策	
1 市民・事業者 意識の向上 (人づくり)	環境教育の充実 (出前講座)	環境に対する意識を定着させるため、市職員が学校等に出向き、ごみの分別方法等について説明し、ごみ減量等の啓発を行う「出前環境講座」を実施します。 また、「岩国市地球温暖化対策地域協議会」や「地球温暖化防止を考える会」等の市民団体と連携するとともに、自治会等への案内や、広報いわくに・市ホームページ等でのPRを通して、講座の参加者を増やし、更なる環境教育の充実を図ります。
	ごみ処理体験学習(施設見学等)	ごみの処理や有効利用等に関する学習の場として、ごみ処理施設の見学や職場体験により環境学習を充実させ、ごみの減量・分別の意義などについての認知度向上を図ります。 学校の児童・生徒の長期休暇の時期に合わせ、施設見学の際に「NPO法人エコフレンズいわくに」が実施しているリサイクル講座等との同時開催の企画を検討します。 また、施設見学者へのアンケート調査を継続実施し、結果を施策へ反映します。
	広報DVDの貸し出し	市の処理施設の紹介やごみ・リサイクル等に関する6種類の広報DVDを図書館や各総合支所・支所等で貸し出し、公民館活動や学校教育・社内研修等に役立てていただくことで、市民のごみ処理等に関する知識向上を図ります。 また、市ホームページ上でも案内するとともに、一部の内容について視聴できるようにし、利用者の利便性を確保するとともに、広報いわくに等でも当制度のPRを行います。
	ごみ減量等資料の展示	岩国環境フェスタ等のイベントにおいて、ごみ減量やリサイクル等に関する資料を作成・展示しPRするとともに、他のイベントへの出展も検討します。 また、適宜展示内容の見直しを図り、より市民に分かりやすい展示資料を作成し、ごみ減量等に対する理解度向上を図ります。

項 目	施 策	
	広報・ホームページから情報発信	広報いわくにや市ホームページに、ごみ減量やリサイクル等に関する記事を掲載するとともに、市民が知りたい情報へよりアクセスしやすくなるよう、「岩国市公式LINEアカウント」などのSNSでも情報発信を行います。
	NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	岩国市リサイクルプラザを拠点に、ごみ・環境問題に関する様々な啓発活動を行っている「NPO法人エコフレンズいわくに」を支援し、市民へのごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進していくとともに、市内全地域の市民が利用できるための方法を検討します。 (活動内容) リサイクル講座／広報・調査研究／修理再生・展示販売／環境イベント開催／おもちゃの病院／フードドライブへの協力/他団体との連携
	事業系ごみの減量に関するパンフレット	事業系ごみの発生・排出削減やリサイクルに積極的に取り組んでもらうことを目的に、パンフレットを配布します。 また、一定規模以上の小売店等には「廃棄物管理責任者の選任」及び「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付け、ごみ減量・資源化の取り組みを推進するとともに、排出量の多い事業者に対しては直接訪問し、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。
2 市民との協働推進	ごみ減量等推進協力員制度	地域におけるごみ排出の適正化とごみ減量推進のため、「ごみ減量等推進協力員」を登録し、協力員を対象にした施設見学会の実施や分別ルールに関する資料の配布等により協力員の育成を行い、地域一体となったごみ減量等の取り組みを推進します。 また、協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。
3 販売事業者との協力推進	スーパーマーケット等における減量活動	スーパーマーケット等の販売店に対して容器包装の自主回収・簡易包装の協力を依頼し、ごみの減量等を進めます。

項 目	施 策	
4 助成制度	生ごみ処理機器 購入補助金交付 制度	生ごみ処理機器の購入費用補助制度により一般家庭への処理機器の普及を図るほか、利用実態を調査し、有効利用の方法等を公表して更なる利用促進を図ります。 年間補助基数は 170 基を目標とし、市民への積極的な広報活動（広報いわくに・市ホームページ・自治会での班回覧・イベントでの啓発、家電量販店等へのチラシやポスターの設置）を行い、利用者数増加を図るとともに、利用者に対してアンケートを行います。
5 協議体制の整備	岩国市環境審議会の開催	岩国市環境審議会に岩国市一般廃棄物処理基本計画の進行管理指標の実績値を報告し、意見を求めます。 また、ごみ減量等に向けた施策展開等に関して、審議会において調査・審議し、実施計画等に反映させます。 開催予定などの情報を発信し、傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させる方法を検討します。
6 経済的誘導施策	指定ごみ袋制度 (ごみ処理手数料)	指定ごみ袋制度の意義や効果についての啓発とごみ処理手数料等に関する調査・研究を行います。
	マイバッグ持参運動の推進	環境イベント等でマイバッグ配布や啓発を行い、令和 2 年 7 月 1 日に開始されたプラスチック製レジ袋の完全有料義務化に伴う国の取り組みも踏まえ、マイバッグ持参運動を継続して推進します。

②ごみのリサイクル

項 目	施 策	
1 分別収集の徹底	パンフレット類の発行	分別方法等が記載してある「ごみ収集カレンダー」を作成（外国籍住民用の外国語版を含む）し、転入者も含めて配布を行い、分別徹底の啓発に努めます。 ごみ減量やリサイクル等に関する啓発チラシの作成・配布も行い、市民の意識啓発を行います。
	広報DVDの貸し出し(再掲)	「1 市民・事業者意識の向上(人づくり)」と同様。

項 目	施 策	
2 リサイクルの推進	焼却余熱の利用	サンライズクリーンセンターでのごみの焼却余熱を発電や、隣接する余熱利用施設（スパ・サンライズ）などで利用し、その内容を広く市民にPRします。
	焼却灰の有効利用	ごみ焼却により発生する焼却灰をセメント原料として有効利用し、焼却灰の性状を維持するために市民の分別に対する意識向上を図ります。
	廃棄物系バイオマスの利活用	サンライズクリーンセンターの余熱発電による、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用が安定的に行えるよう、施設の適正な維持管理を行います。

③食品ロス削減推進計画

項 目	施 策	
1 食品ロス削減対策	生ごみ削減のための3キリ運動推進	食品ロスの削減と水切りによる生ごみの削減を併せ、食材の使い切り、料理の食べ切り、生ごみの水切りによる「3キリ運動」の啓発並びに取り組みの実践を、広報いわくに・市ホームページやイベント等で推進します。
	事業系食品ロスの削減	食品ロス量のうち約5割を占める事業系食品ロス削減のため広報活動を実施し、地域の活動と連携を進めます。

(2) ごみの適正処理の啓発と推進

項 目	施 策	
1 収集・運搬計画	市民サービスの維持・向上	高齢者等のごみ出しの支援として、世帯員自らが決められたごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯のごみの戸別収集、小型家電及びパソコンを宅配便で回収する制度を継続します。
	収集・運搬体制の充実	収集・運搬状況を確認検討し、体制の充実を図ります。

項 目	施 策	
	ごみ収集運搬業の許可	ごみの収集運搬に関する許可は、ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものとしており、本市で処分することが困難なごみを限定的に収集運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。
	事業系ごみ搬入指導	事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなどごみの発生・排出削減を指導します。
2 中間処理計画	サンライズクリーンセンターの運営管理	知識と経験を有する民間事業者に委託することにより、施設の機能を最大限に活用できる運営管理を行います。
	資源化処理施設の検討	稼動開始から 25 年経過していることから、適切かつ財政負担の軽減が図れるような施設整備方針を検討します。
3 最終処分計画	最終処分場の活用と適正管理	既設処分場について、残余容量や処分状況から、早期に終了し跡地利用を目指す施設、継続して埋立てを行う施設等、施設ごとの方針に基づき適正に維持管理を行います。 また、廃止した最終処分場は、災害廃棄物の仮置場としての活用を検討します。
	最終処分場の延命化(不燃物残渣の焼却処理)	埋立処分していた不燃物残渣のうち焼却可能な残渣をサンライズクリーンセンターで焼却処理し、最終処分量を削減します。
4 その他の計画	在宅医療廃棄物対策	市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを「焼却ごみ」に出せることについて「ごみ収集カレンダー」に掲載し、適正処理についての啓発を継続します。
	災害ごみ対策	「岩国地域災害廃棄物処理計画」を本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

◎重点施策について

① 環境教育の充実(出前講座)

「岩国市地球温暖化対策地域協議会」や「地球温暖化防止を考える会」等の市民団体と連携し、講座メニューの充実化を図り、学校や自治会等に対しての案内を行うとともに環境イベントや広報いわくに・市ホームページ等でPRを行い、参加者の増加を図ります。

また、アンケート調査において高い評価をいただいているごみ処理施設見学や職場体験の内容を講座に反映させていくものとします。

② 生ごみ削減のための3キリ運動推進

焼却余熱の有効利用のため啓発していた生ごみの水切りに、食品ロス削減の取り組みである食品の使い切り、料理の食べ切りを加えた「3キリ運動」についての広報活動を実施するとともに、「ごみ収集カレンダー」や広報いわくに・ホームページ等で具体的な取組事例を紹介し、家庭や事業所等での実践を啓発します。

③ 事業系食品ロスの削減

食品ロス量のうち約5割を占める事業系食品ロス削減のため、食品関連事業者等への情報提供や地域の活動と連携を進めます。また、フードバンク活動との連携や災害用備蓄食料の有効活用を行います。

④ 資源化処理施設の検討

老朽化した資源化処理施設「岩国市リサイクルプラザ」についての長寿命化や更新等について検討します。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う、製品プラスチックの資源化の適用についても検討します。

(3) 環境美化の推進

項 目	施 策	
環境美化の推進	思いやりのある行動の促進	環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動において顕著な功労があった市民または団体に対し、感謝状を贈呈し公表しています。 また、市ホームページ等において環境美化活動の情報提供等を行い、市民・事業者の理解を深めるための支援を行います。
	不法投棄対策	不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や看板の設置、広報いわくに・市ホームページ等での啓発を行うとともに、市民と協力して、不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を作ります。 また、定期的なパトロールを継続するとともに、市民や各地区の環境衛生団体、警察等関係機関と連携して、不法投棄の防止を図ります。

(4) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取り組みを実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画の施策スケジュールに沿って施策を展開します。

2 固形状一般廃棄物の種類及び分別の区分

次に掲げる全 20 種類の分別収集を行います。なお、リサイクル対象品は、③から⑳までとします（一部変則地域あり）。

排出者別	種 類	収集方法	収集主体
家庭系 ごみ	① 焼却ごみ ② 陶磁器及びガラス類 ③ プラスチック類 ④ 金属類及び破碎ごみ ⑤ びん類 ⑥ かん類	指定ごみ袋による定点収集	市(直営・委託収集) 市の許可業者に委託して搬入
	処理困難ごみ ⑦ 電池類(乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池・小型家電用充電式電池) ⑧ 蛍光管及び水銀式体温計 ⑨ ボンベ・スプレー缶・ライター類 ⑩ ビデオテープ・カセットテープ類	ビニール袋等	
	⑪ ペットボトル	(拠点回収)	市(直営・委託収集) 回収協力店による自主回収
	⑫ 食品トレー		回収協力店による自主回収
	資源品 ⑬ 新聞紙類 ⑭ 雑がみ(雑誌)類 ⑮ 紙パック ⑯ 段ボール ⑰ 布(衣)類 ⑱ アルミ缶 ⑲ 電源コード類及び充電電池内蔵小型家電 ⑳ 廃食用油	専用紙ひも、 ビニール袋等	市(直営・委託収集) 市の許可業者に委託して搬入
		ポリ容器	
	粗大ごみ		市(委託収集)
	直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)		市民自らが直接搬入
	許可業者搬入ごみ		事業者が市の許可業者に委託して搬入
	直接搬入ごみ		事業者自らが直接搬入

※ 資源品⑬～⑳……………8種類にそれぞれ分別し、中身の見えるビニール袋に入れたり、専用紙ひもでしばるなどして収集場所に出します。

※ 処理困難ごみ⑦～⑩……4種類にそれぞれ分別し、中身の見えるビニール袋等に入れて、〔陶磁器及びガラス類〕・〔プラスチック類〕・〔金属類及び破碎ごみ〕・〔びん類〕・〔かん類〕の収集日に収集場所の端に出します。

3 処理体系

別表のとおり。

4 収集計画

収集は、市（直営又は委託業者）及び許可業者により、市長が別に定める「固形状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

5 施設概要

(1) 焼却施設

サンライズクリーンセンター

所在地 岩国市日の出町2番75号

処理方式 連続燃焼式ストーカ炉

処理能力 160 t / 日 (80 t / 24 h × 2 炉)

処理対象ごみ [焼却ごみ]、[可燃性粗大ごみ]

(2) 資源化処理施設

岩国市リサイクルプラザ

所在地 岩国市平田二丁目12番30号

処理能力 61.1 t / 日

処理対象ごみ [陶磁器及びガラス類]、[プラスチック類]、[金属類及び破碎ごみ]、
[びん類]、[かん類]、[処理困難ごみ]、[不燃性粗大ごみ]、
[ペットボトル]

ア 処理方式及び処理能力

(ア) びん類 手選別→自動色選別（透明、茶又はその他） 9 t / 日

(イ) かん類 手選別→磁力選別→アルミ選別→圧縮成型 6 t / 日

(ウ) プラスチック類 破袋→風力選別→手選別→磁力選別→圧縮こん包

18.1 t / 日

(エ) 不燃・粗大 破碎→風力選別→磁力選別→アルミ選別→不燃・可燃物選別

26 t / 日

(オ) ペットボトル 圧縮こん包 2 t / 日

イ 資源化の方法

(ア) びん類、プラスチック類及びペットボトル 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」に基づく再商品化

(イ) かん類、金属類 独自ルートによる再商品化

ウ 処理残渣の処理 埋立て、焼却

(3) 中継施設

岩国市本郷ごみ処理場

所在地 岩国市本郷町波野 951 番地

処理対象ごみ 全分別品目

ア 錦・美川・美和・本郷地域の焼却ごみのサンライズクリーンセンター搬入までの中継施設

イ 錦・美川・美和・本郷地域の資源化ごみ、埋立てごみの岩国市リサイクルプラザ搬入までの中継施設

(4) 最終処分場

① 岩国市日の出町最終処分場

所在地 岩国市日の出町 2 番 70 号

埋立容量 100,500 m³

埋立面積 19,000 m²

埋立方式 準好気性埋立構造・セル方式

浸出水処理能力 70 m³/日

浸出水処理方法 生物処理→凝集沈殿処理→活性炭吸着→消毒

処理対象ごみ 焼却異物、選別残渣、〔陶磁器及びガラス類〕

② 岩国市玖珂不燃物処理場（休止中）

所在地 岩国市玖珂町 1974 番地

埋立容量 9,305 m³

埋立面積 1,924 m²

埋立方式 サンドイッチ方式

浸出水処理能力 17.2 m³/日

浸出水処理方法 沈殿ろ過方式

処理対象ごみ 〔陶磁器及びガラス類（安定物のみ）〕

③ 岩国市周東埋立処分場

所在地 岩国市周東町三瀬川 1781 番地

埋立容量 20,400 m³

埋立面積 4,700 m²

埋立方式 サンドイッチ方式

浸出水処理能力 29 m³/日

浸出水処理方法 沈殿及び散水ろ床方式

処理対象ごみ 〔陶磁器及びガラス類（安定物のみ）〕

第3章 生活排水処理計画

本計画では、第2次岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる2つの基本理念 ①生活排水処理の推進 ②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進のもと、(1)生活排水処理の推進 (2)し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進を基本方針とし、目標とする姿『地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) 生活排水処理の推進

項 目	施 策	
1 生活排水処理施設整備	公共下水道整備推進	岩国市汚水処理施設整備構想に基づき、公共下水道による集合処理方式が適当と判断された地域において、引き続き整備を進め、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に努めます。
	農業集落排水	整備済の地区において、施設の利用促進を図るとともに適切な維持管理を行い、水環境の保全に努めます。
	浄化槽の整備推進	公共下水道・農業集落排水の処理区以外の地域で、合併処理浄化槽の設置に対する補助金交付制度等により、年間160基の設置整備に努めます。また、単独処理浄化槽の撤去への上乗せ補助を行うなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。
2 生活排水の適正処理推進	家庭での取り組み推進	公共下水道の整備に合わせて、地元住民に対し、パンフレットの配布により、トイレトーパー以外の不溶物を下水道へ流さない等の啓発に努めます。
	水洗化の普及・啓発	広報いわくに・市ホームページ等を通して水洗化の普及を広く呼びかけます。また、マンホールカードを活用し、下水道への関心を高めてもらえるよう、啓発に努めます。 下水道週間にあわせて、岩国南せせらぎセンターを一般開放し、施設見学を受け入れます。
	浄化槽の適正管理	岩国環境フェスタ、広報いわくに・市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど、情報提供の機会を増やしていきます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進

項 目	施 策	
1 排出抑制の推進	浄化槽に関する知識の向上	岩国環境フェスタ、広報いわくに・市ホームページ等で市民（管理者）に情報提供を行い、浄化槽に関する知識の向上を図ります。
	浄化槽清掃業者の指導	浄化槽の清掃業者に対して、清掃及び汚泥の引き抜きを法に基づき適正に行うよう指導します。
2 収集・運搬計画	処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化	錦・美川・美和・本郷地域のし尿及び浄化槽汚泥の効率的な中継運搬を行うため、岩国市本郷ごみ処理場内に整備した一時貯留施設の維持管理を行います。
	収集・運搬体制の維持（許可業者指導）	現在の許可業者による、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持します。 量的、質的に安定した収集運搬が行えるよう指導します。
	し尿収集運搬業の許可	安定かつ継続した収集運搬を行わせるため、新たな許可は行わないものとします。
3 中間処理計画・最終処分計画	みすみクリーンセンターによる集約処理	岩国・錦・美川・美和・本郷地域のし尿及び浄化槽汚泥のみすみクリーンセンターでの集約処理について、安定した処理が出来るよう、施設の維持管理を行います。 由宇・周東・玖珂地域のし尿及び浄化槽汚泥は、周東環境衛生組合 衛生センターで処理を行います。
	汚泥等の集約処理	みすみクリーンセンターで発生した汚泥等について、サンライズクリーンセンターで集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。
4 有効利用の促進	汚泥等の有効利用	みすみクリーンセンターから発生する汚泥等は、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料化して有効利用を図ります。周東環境衛生組合 衛生センターから発生する汚泥は、民間委託によるたい肥化により有効利用を図ります。
5 その他の計画	災害廃棄物対策	「岩国地域災害廃棄物処理計画」を本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

◎重点施策について

処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化

引き続き玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を本郷ごみ処理場の一時貯留設備を活用して収集運搬の効率化を図ります。

(3) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取り組みを実践しやすい環境を整えるため、「岩国市一般廃棄物処理基本計画」のスケジュールに沿って施策を展開します。

2 液状一般廃棄物の種類

- (1) し尿
- (2) 浄化槽汚泥

3 収集計画

収集は、市長が別に定める「液状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

- (1) し尿 許可業者により、おおむね月 1 回実施します。
- (2) 浄化槽汚泥 許可業者により、随時実施します。

4 施設概要

(1) し尿処理施設

① 岩国市みすみクリーンセンター

所在地 岩国市三角町三丁目 2 番 7 号

処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

処理能力 158kl／日（し尿 15.8kl／日 浄化槽汚泥 142.2kl／日）

② 周東環境衛生組合 衛生センター

所在地 柳井市神代 2805 番地 1

処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

処理能力 131kl／日（し尿 26 kl／日 浄化槽汚泥 105kl／日）

設置者 周東環境衛生組合

組合構成市町 柳井市 田布施町 平生町 上関町 岩国市

(2) 中継施設

岩国市本郷ごみ処理場

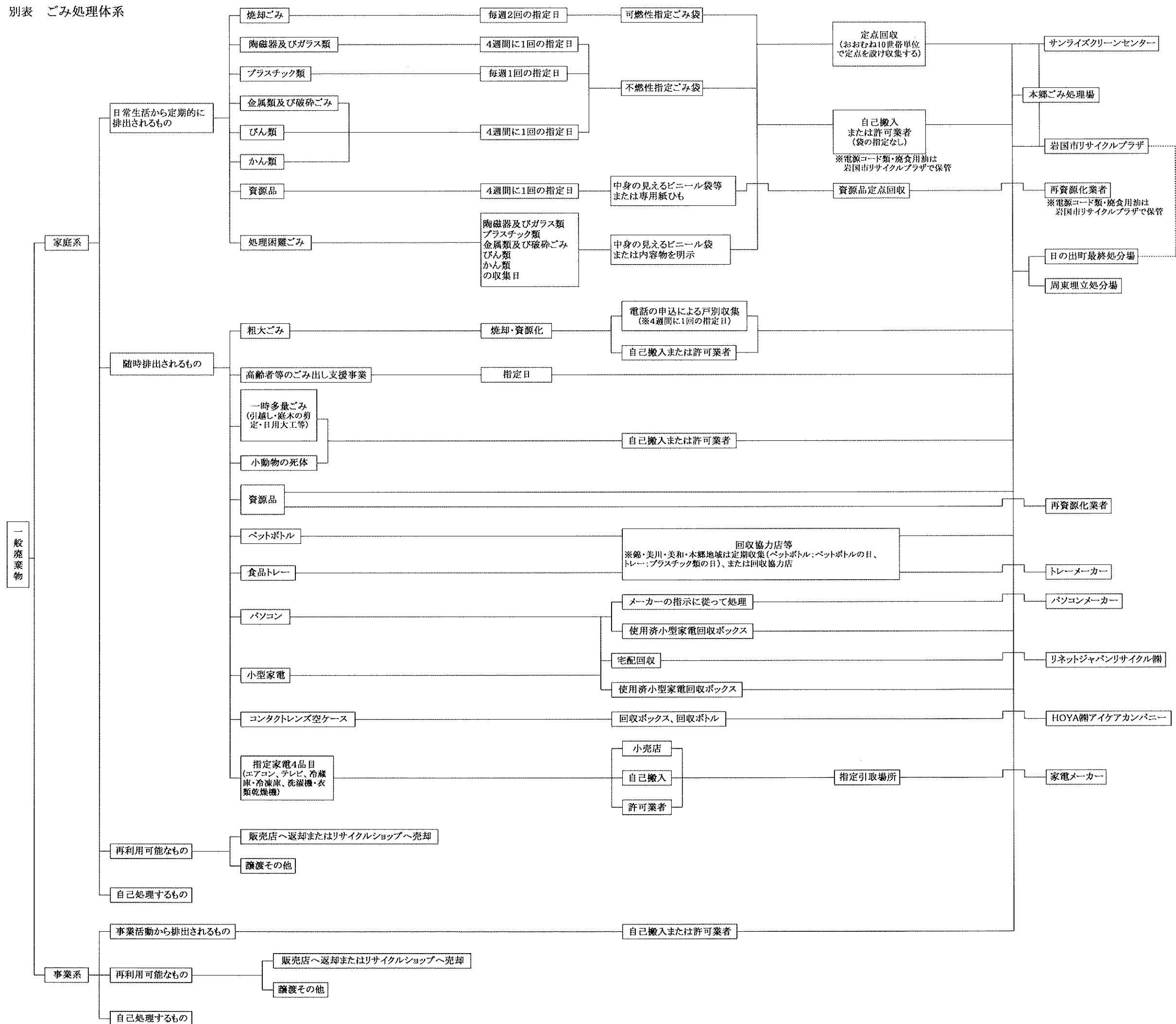
所在地 岩国市本郷町波野 951 番地

保管容量 40 m³

錦・美川・美和・本郷地域のし尿・浄化槽汚泥のみすみクリーンセンター搬入までの一時貯留施設

第4章 計画の進行管理

本計画に記載した施策及び事業を着実に実施・推進するため、取り組みの状況や目標値の達成状況などを、市ホームページ等で公表します。



令和7年度固形状一般廃棄物収集計画表(No.1)

区分		焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破碎ごみ	びん類	かん類	資源品	ペットボトル	粗大ごみ	高齢者等の ごみ出し支援事業
直 営		師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田・持ヶ峠、柏山、矢細工）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野の一部（六呂師・叶木）、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、北河内の一部（荒瀬谷）	師木野の一部（六呂師・叶木）、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、北河内の一部（荒瀬谷）	岩国地域（紙パック・布類・廃食用油・電源コード類及び充電池内蔵小型家電のみ）、川下・錦見（怪コース）、小瀬（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工）、北河内の一部（荒瀬谷）の全品目	岩国地域		岩国地域
委 託	(有)森下清掃舎	麻里布町一・四・五・七丁目の一部、東地区、立石町、砂山町、室の木町、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目的一部・二丁目的一部・三・四・五丁目、尾津町、川下地区、南岩国町二丁目的一部	東地区、立石町、砂山町、室の木町、今津町、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工を除く）、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、愛宕地区（牛野谷町を含む）、南岩国町一丁目的一部・二丁目的一部、川下地区、横山、川西、平田二・三・六丁目	錦見、川口町、三笠町、元町四丁目的一部、昭和町一丁目的一部・二丁目的一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、御庄、柱野、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工を除く）、南岩国町三丁目的一部（怪コース）、中津町一丁目的一部・二・三丁目、車町、川下町、旭町、南岩国町二丁目的一部	元町一・二・三丁目・四丁目的一部、昭和町一丁目的一部・二丁目の一部・三丁目の一部、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工を除く）、愛宕地区（牛野谷町を含む）、南岩国町、川下地区、平田一・四・五丁目、灘町、海士路町、藤生町一・三丁目的一部	麻里布町一丁目的一部・二丁目的一部・三丁目的一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、門前町三丁目的一部・四・五丁目、尾津町三・四・五丁目、川下地区、灘町、南岩国町一丁目的一部・二丁目的一部・三・五丁目の一部、平田地区、藤生町一丁目的一部	川口町、三笠町、元町三丁目的一部、・四丁目的一部、立石町、砂山町一丁目、室の木町一・四丁目、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工を除く）、中津町三丁目、車町二丁目的一部（怪コース）・三丁目、川下町三丁目、旭町、川西、平田一丁目的一部	岩国地域 新聞、 雑紙、 段ボール、 アルミ缶	—	麻里布町、楠町、横山、装束町、中津町、川西、新港町、車町、小瀬、川下町、牛野谷町、門前町、旭町、尾津町、愛宕町 南岩国町一丁目の一部・二丁目的一部	—
	(有)横田清掃舎	岩国、錦見、今津町、藤河、南河内、門前町一丁目的一部・二丁目的一部、愛宕町、牛野谷町、通津の一部、平田一丁目的一部（ガーデンシティ）・二・三丁目的一部・四・五丁目、南岩国町一丁目・二丁目的一部・三・四・五丁目、灘地区	麻里布町、岩国、錦見、御庄、柱野、山手町、通津、平田一・四・五丁目、灘地区、南岩国町一丁目的一部・二丁目的一部・三・四・五丁目	岩国、今津町、門前町一丁目的一部・二丁目的一部・三丁目の一部・四・五丁目、尾津町一丁目的一部・二丁目的一部・三・四・五丁目、愛宕町、楠町一・二丁目・三丁目的一部、中津町一丁目的一部、牛野谷町、灘町、海士路町一・二丁目的一部、南岩国町一・二丁目的一部・三・四・五丁目、藤生町一・二・三丁目的一部・四・五丁目、黒磯町、青木町一・二・三丁目的一部・四丁目	麻里布町、岩国、錦見、川口町、三笠町、元町四丁目的一部、昭和町一丁目的一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、今津町、山手町	麻里布町一丁目的一部・二丁目的一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、岩国、錦見、御庄、師木野（六呂師・叶木を除く）、立石町、砂山町、室の木町、今津町、山手町、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、柏山、矢細工を除く）、藤河の一部、門前町一丁目的一部・二丁目・三丁目的一部、愛宕町、海士路町一・二丁目、南岩国町四・五丁目的一部、藤生町一丁目的一部・二・三丁目・四・五丁目、黒磯町二・三丁目、青木町二丁目的一部・四丁目	岩国、錦見、砂山町二丁目、室の木町二・三・五丁目、今津町、門前町一丁目的一部・二丁目的一部、楠町、中津町一・二丁目、車町一・二丁目的一部、川下町一・二丁目、牛野谷町、平田一丁目的一部・二・三・四・五・六丁目、	岩国地域 新聞、 雑紙、 段ボール、 アルミ缶	—	岩国、藤河、錦見、御庄、柱野、南河内、北河内、立石町、砂山町、室の木町、今津町、山手町	—

[illegible]

令和7年度固形状一般廃棄物収集計画表 (No.2)

区分		焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破碎ごみ	びん類	かん類	資源品	ペットボトル	粗大ごみ	高齢者等の ごみ出し支援事業
直営		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託	(有)由宇衛生社	由宇町	—	—	—	—	由宇町	由宇町	—	由宇町	由宇町
	(株)坊野興業	—	由宇町	由宇町	由宇町	由宇町	—	—	由宇町	—	—
	(有)兼年工業	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	—	玖珂町 御地・柳井田上・柳井 田中・柳井田下・大田・ 台の橋・旧福野延進・瀬 田上・瀬田下・有延・久 門給1区・久門給2区・ 同道・市頃・本町上・本 町下・駅通・新市1区・ 新市2区・新町上・新町 下)	玖珂町
	(有)ヤマト	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	玖珂町 (上谷・下谷・鏡明路・ 中野口・河内地・野口 上・野口下1区・野口下 2区・阿山上・阿山下・ 阿山北・千束・白田・谷 津上・谷津下1区・谷津 下2区・鞍掛・上市北・ 上市南)	—
	(有)松永	周東町	—	—	—	—	—	周東町	—	—	—
	建物美研(有)	—	—	周東町	—	—	—	—	周東町	—	—
	(株)石川組	—	周東町	—	—	周東町	—	—	—	—	—
	小林商店	—	—	—	周東町	—	周東町	—	—	周東町	周東町
	(株)シーパーツ	—	—	—	—	—	—	周東町	—	—	—
	(有)クリーンホーム	錦町、美川町、美和町	錦町、美川町、美和町	錦町、美川町、美和町	錦町、美川町、美和町	錦町、美川町、美和町	錦町、美川町、美和町	—	錦町、美川町、美和町	—	—
	(有)クリーンホーム	—	—	—	—	—	—	錦町、美川町 美和町、本郷町	—	錦町、美川町 美和町、本郷町	錦町、美川町 美和町、本郷町
	(株)亀乃家	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	美和町	—	美和町	—	—
	(同) 本郷環境	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	本郷町	—	本郷町	—	—

許 可	一般許可		
	○由宇町	5 業者（許可区域 由宇地域）	(株)坊野興業、(有)由宇衛生社、(有)メディカルダスト、(株)由宇建材、(株)森野組
	○周東町	17 業者（許可区域 周東地域）	(株)石川組、建物美研(有)、(株)キタバタ、(株)坊野興業、(有)兼年工業、(有)昭和産業、(有)メディカルダスト、光井興産(有)、(株)西部ビルメン、(有)クリーンサポートヒラタ、(有)松永、(株)中村組、(有)ヤマト、(有)あらい環境サービス、山口県東部森林組合、奥林造園、信和産業
	○玖珂町	12 業者（許可区域 玖珂地域）	(有)兼年工業、(株)石川組、(有)松永、(株)中村組、山口県東部森林組合、(株)田村土木、(有)昭和産業、(有)メディカルダスト、信和産業、(株)西部ビルメン、(株)坊野興業、(有)ヤマト
	○錦 町	6 業者（許可区域 錦 地域）	(株)山陽商会、(有)平田工務店、(株)にしき、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合
	○美川町	3 業者（許可区域 美川地域）	野原建設(株)、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合
	○美和町	6 業者（許可区域 美和地域）	(株)山陽商会、山口県東部建設副産物協同組合、光井興産(有)、(有)平田工務店、(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合
	○本郷町	2 業者（許可区域 本郷地域）	(有)クリーンホーム、山口県東部森林組合

令和 7 年度 液状一般廃棄物収集計画表

区分	業者名	生し尿	浄化槽 (汚泥・清掃)
委託	(有)トキワ衛生社 (電話 82-2266)	周東町、玖珂町	—
許可	岩国衛生(株) (電話 43-1201)	岩国三・四・五丁目、錦見一〜四・七・八丁目、川西、 今津町一〜四・六丁目、山手町、室の木町、砂山町、立石町、 麻里布町一丁目 1 番 1 号、麻里布町二丁目 10 番 46・47・74 号、 川口町、三笠町、元町、昭和町、飯田町、桂町、日の出町、 新港町、装束町、海士路町、藤生町、黒磯町、 青木町、保津町、小瀬、藤河 (関戸・多田・阿品・田原)、 北河内 (守内・瓦谷・杭名・下・行波・天尾・二鹿・相ノ谷)	岩国地域
	(有)錦衛生舎 (電話 31-7268)	岩国一・二丁目、錦見五・六丁目、横山、平田、今津町五丁目、 麻里布町 (一丁目 1 番 1 号と二丁目 10 番 46・47・74 号を除く)、 楠町、中津町、車町、川下町、旭町、三角町、牛野谷町、門前町、 愛宕町、尾津町、南岩国町、灘町、通津 (通津・長野)、御庄 (御庄・持 国・大谷)、師木野 (六呂師・叶木・柱野)、南河内 (土生・角・保木・ 上田・寺山・近延・行正・入野・大山・甘木・伊房・竹安)	岩国地域
	柱島環境衛生組合	柱島	—
	端島環境衛生組合	端島	—
	黒島環境衛生組合	黒島	—
	(有)由宇衛生社 (電話 63-0140)	由宇町	同左
	(有)トキワ衛生社	—	周東町 玖珂町
	(有)クリーンホーム (電話 76-0063)	錦町、美川町、美和町、本郷町	同左